

砂防指定地内における行為の規制に関する条例

平成十五年三月二十五日
条例第四号

砂防指定地内における行為の規制に関する条例をここに公布する。

砂防指定地内における行為の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第三条の規定に基づき、砂防指定地内における行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「砂防指定地」とは、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）第二条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第一条に規定する砂防設備をいう。

(砂防設備の損傷の禁止)

第三条 何人も、みだりに砂防設備を損傷してはならない。

(行為の制限)

第四条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防に支障がないものとして規則で定める行為については、この限りでない。

一 砂防設備に工作物その他の物件又は施設を設け、継続して砂防設備を使用すること。

二 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいう。）に流入するおそれのある場所に、土石、砂れきその他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。

三 立竹木を伐採し、又は樹根を採取すること。

四 竹木を滑下又は地引きにより運搬すること。

五 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をすること。

六 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。

七 芝草を掘り取ること。

2 前項の許可の有効期間は、同項第一号の行為については五年を、その他のものについては二年を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

3 知事は、第一項の許可に治水上砂防のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

(経過措置)

第五条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において権原に基づき前条第一項第二号から第七号までに掲げる行為（同項ただし書に規定する行為を除く。）をしている者は、その指定があった日から六月間は、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて同項の許可を受けたものとみなす。

(許可の有効期間の更新)

第六条 第四条第一項の許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下同じ。）の満了後引き続き当該許可に係る行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その許可の有効期間の更新を受けなければならない。

2 第四条第三項の規定は、前項の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第一項の許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請に係る第四条第一項の許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る同項の許可は、その許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第四条第一項の許可の有効期間の更新がされたときは、当該更新に係る許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(国等に関する特例)

第七条 国の機関又は地方公共団体その他規則で定める者（以下「地方公共団体等」という。）が行う行為については、第四条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(許可の取消し等)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、行為により生ずべき損害を予防するために必要な工事の施行若しくは土地若しくは砂防設備を原状に回復することを命ずることができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
二 第四条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した者

三 偽りその他不正の手段により第四条第一項の許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第四条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 砂防工事（法第一条に規定する砂防工事をいう。）のためやむを得ない必要が生じた場合

二 砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 知事は、第一項の規定による処分をし、又は措置を命じたときは、当該処分又は命令を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所並びに当該処分又は命令の内容を公表することができる。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第八条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に愛知県砂防指定地管理規則（昭和三十四年愛知県規則第九号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。